

申請書記載上の留意事項(建物等管理)

(1)「創業の時期」

- (ア)個人営業から法人組織に変更したときは、個人営業開始年月を記載してください。
- (イ)個人又は法人が合併により従来と全く異なった営業になった場合、その変更により発足した年月を記載してください。
- (ウ)個人又は法人が営業を承継した場合は、前営業の発足した年月を記載してください。

(2)「役員及び従業員数」

- 審査基準日現在で、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用されている者(以下「常用従業員」という。)を記載し、臨時又は日々雇用契約等による従業員数を含めないでください。
常勤役員であっても実際に申請事業に従事している場合は、「申請事業に従事する役員・常用従業員」に含めてください。
県外の営業所等の従業員等で、能美市が発注する業務に従事することができない場合は、申請事業に従事する役員・常用従業員」には含めないでください。(「その他」に含めてください。)
原則として、「申請事業に従事する役員・常用従業員」の人数は、「7 申請事業に従事する役員・従業員調」の合計人数と一致させてください。

(3)「使用印鑑について」

代理人を選任した場合は、代理人の印鑑を押してください。

(4)「申請業種表」

- 申請する業種の口にレ印をつけてください。
「その他保守管理業」にレ印をつけたときは、具体的にその業務の内容を記載してください。

(5)「売上金額一覧表」

- (ア)本表は申請業種のみの上高を記載してください。
- (イ)業種区分中、「機械警備」は機械警備・常駐警備、「電気設備」は電話設備、電気設備、「空調設備」はボイラー保守、空調設備、「廃棄物処理」は一般廃棄物処理、産業廃棄物処理を含んだ金額を記載してください。
- (ウ)ビル総合管理等、複数の業務を合わせた契約であっても必ず業務ごとに按分してください。
- (エ)売上金額の「申請業種以外の業務」の売上欄には、申請業種に係る売上高を除いた金額(工事、物販販売関係)を記入してください。
- (オ)「合計」欄に記入する売上金額の合計は、対応する決算期の損益計算書の総売上高と一致させてください。

(6)「主な契約(取引)の概要」

- 「売上金額」に記載した「業種区分」ごとに、主要な契約を記載してください。
能美市との契約(取引)があった場合、最低1つは記載してください。

(7)「申請事業に従事する役員・従業員調」

- (ア)審査基準日における全事業所で申請事業に従事する常勤役員及び常用従業員の人数を記載してください。
- (イ)上段には常用従業員で、下段には役員の人数を記載してください。
- (ウ)県外の営業所の従業員で、能美市が発注する業務に従事することができない場合は、「申請事業に従事する役員・従業員調」に含めないでください。

(8)「有資格者等名簿」

法令等に基づく資格、免許等の写しを添付してください。

その他

- (1)金額の千円未満の端数は切り捨てて記載してください。
- (2)申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格者内容変更届出書(建物等管理)」を提出して下さい。
- (3)申請内容の一部は公開することがありますのであらかじめご了承ください。

審査項目

提出された書類により以下の項目を審査します。

- (1)「営業年数」
審査基準日の前日までの営業年数
- (2)「役員及び従業員数」
審査基準日の前日における常勤の役員及び従業員数
- (3)「自己資本の額」
直前決算における自己資本の額
- (4)「自己資本比率」
前号に定める自己資本の額を直前決算における総資本の額で除して得た率
- (5)「流動比率」
直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た率
- (6)「固定比率」
直前決算における固定資産の額を自己資本の額で除して得た率
- (7)「総資本経常利益率」
直前決算における経常利益の額を総資本の額で除して得た率
- (8)「申請業種の売上高」の合計
損益計算書の総売上高のうち申請業種の売上高の合計審査項目について